

様式 I -8

運転管理業務委託契約書（案）に関する質問書に対する回答書

No	ページ	条番号	大項目	項目名	質問内容	回答
1				運転管理業務委託契約	運転管理業務委託契約書に契約保証金についての記載がありますが、入札説明書P15（履行保証等に関する事項）では、・契約保証金の納付・契約保証金の納付に代わる措置・履行保証保険付保等による保証措置と記載されています。入札説明書の記載の認識でよろしいでしょうか。	入札説明書において、「詳細は事業契約で示す。」とあるように、運転管理業務委託書（案）の内容のとおりとなります。
2	7	第19条	2	委託料の額及び改定	第2項本文に「対等額」→「対当額」の誤記がありますので、ご修正いただけますでしょうか。	修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
3	9	第28条		災害・事故時の対応と危機管理マニュアル	「発注者が実施する訓練について、受注者は主体的に参加する」とありますが、これは上尾市水道事業で定期的に行われている「実動班」の訓練を指しているという理解でよろしいでしょうか。	「実動班」の訓練、防災訓練、等発注者が実施する訓練全般を含みます。
4	10	第29条		薬品・資材等の調達	要求水準書のP36（14）には薬品費は市の負担と記載されています。ここでは「自己の責任と費用により、本業務の実施に必要な消耗品、資機材、薬品、事務備品その他の物品を調達しなければならない」と記載されておりますが薬品については事業者で負担する事は無いとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のP36（14）は薬品費は浄水処理における消毒用の次亜塩素酸ナトリウムと平時の水質検査用の試薬を意味しており、それ以外の業務履行に必要な薬品については対象となります。
5	11	第33条	1及び2	改善要求措置	「契約内容未達」により改善要求措置及びその費用負担を課せられるのは、入札説明書別紙3のリスク分担「運転維持管理段階」「要求水準未達」に記載の通り、「契約内容未達」が受注者の責めに帰すべき事由により生じた場合に限り理解してよろしいでしょうか。また、市の指示（判断）の通り行った場合には、対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	前半については、ご理解のとおりです。 また、指示に関する免責事由について追加し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
6	11	第34条	1	委託料の支払留保	「要求水準書等及び提案書の内容」の未達により委託料の支払留保を課せられるのは、入札説明書別紙3のリスク分担「運転維持管理段階」「要求水準未達」に記載の通り、要求水準書等及び提案書の内容の未達が受注者の責めに帰すべき事由により生じた場合に限り理解してよろしいでしょうか。また、市の指示（判断）の通り行った場合には、対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	前半については、ご理解のとおりです。 また、指示に関する免責事由について追加し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
7	12	第35条	1	委託料の減額等	「要求水準書等及び提案書の内容」の未達により委託料減額のペナルティを課せられるのは、入札説明書別紙3のリスク分担「運転維持管理段階」「要求水準未達」に記載の通り、要求水準書等及び提案書の内容の未達が受注者の責めに帰すべき事由により生じた場合に限り理解してよろしいでしょうか。また、市の指示（判断）の通り行った場合には、対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	前半については、ご理解のとおりです。 また、指示に関する免責事由について追加し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
8	12	第38条		一般的損害	本条本文では、受注者の帰責事由に基づく損害は受注者が負担し、但し書では、発注者の帰責事由に基づく損害は発注者が負担するとありますが、受注者及び発注者のいずれの帰責事由に基づかない損害について、どのようにお考えでしょうか。	基本的には受注者の負担となりますが、不可抗力による損害については、第41条のとおりとなります。

9	14	第41条	1	不可抗力による損害	本項の「不可抗力」には新型コロナウイルスの流行や第三者によるサイバー攻撃も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、天災だけが該当するわけではなく、第三者による放火、窃盗や毀損行為も当該不可抗力に該当すると理解してよろしいでしょうか。	個別の事案については双方協議するものですが、基本的には業務を継続するために最大限の準備、必要な策は講じていただき、双方の責めに帰すことのできない事由が対象となります。
10	19	第51条	3	談合等不正行為があった場合の解除	本項だけ、発注者と受注者が「市」、「事業者」と表記されていますので、ご修正いただけますでしょうか。	修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
11	20	第55条		保険	第三者賠償責任保険の補償範囲は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	事業者判断となります。
12	20	第55条		保険	運転管理業務委託を運転管理JVを組成して受託する場合、保険契約者が運転管理JVではなく、JV構成員が加入する保険を適用することは可能でしょうか。例えば、代表企業が修繕補修に伴う範囲の保険に加入し、構成員Aが運転維持管理に伴う保険に加入することで、事業全体の保険範囲を網羅したいと考えております。	事業者判断となります。
13	3	別紙1	4(1)	賃金の変動の確認	毎年9月1日時点で公表されている最新の指数を用いる、と記載ありますが、前年度の平均値という理解でよろしいでしょうか。(例えば、令和8年9月に公表される数値というのは、令和7年度の平均値と理解しております。)	ご理解のとおりで、指数は前年度分の結果確報を用いてください。
14	3	別紙1	4(1)	賃金の変動の確認	毎年9月1日時点で公表されている最新の指数を用いる、と記載ありますが、変更されるまでは令和7年3月を基準日という理解でよろしいでしょうか。変更された場合は、新に変更された年の9月1日が基準値になるとの理解でよろしいでしょうか。	改定率については下記のとおりとなります。 改定率=毎年9月1日時点で公表されている最新の指数/前回改定時の指数 (一度も改定がされていない場合は、令和7年3月時点の指数を用いる。)
15	3	別紙1	4(2)	賃金の変動の確認	改定率の算定に用いる指数で一般労働者と記載がありますが、現場従事者は技術職であるため、運転管理業務で多く採用されている「保全技師」を基準指標として採用いただけないでしょうか。	契約書記載のとおりとします。
16	3	別紙1	4(2)	賃金の変動の確認	改定率の算定に用いる指数は、一般労働者ではなく水道施設維持管理業務委託積算要領で使用される保全技師労務単価の変動率を採用するお考えはないでしょうか。	契約書記載のとおりとします。
17	3	別紙1	5	賃金の変動による委託料の変更	「次式のとおり翌年度以降の委託料を変更するものとする」有りますが、ここに有る委託料とは、翌年度に支払われる委託料(様式III-4 入札金額内訳書)にありまず運転管理費に含まれている全ての業務を含めた金額との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
18	4	別紙2	1(4)	モニタリングの方法	各種モニタリングで日報等の書類の提出が求められていますが、ペーパーレス化及び業務効率化の観点から提出手は、電子データでも可能でしょうか。	提出方法につきましては、紙及び電子データ両方を提出してください。
19	4	別紙2	1(4)	モニタリングの方法	各種モニタリングで日報等の書類の提出が求められていますが、ペーパーレス化及び業務効率化の観点から提出手法をメール又はクラウド上へのアップでも可能でしょうか。	提出方法につきましては、紙及び電子データ両方を提出してください。

20	8	別紙3	1(2) カ・キ	運転管理業務を担う者の変更・契約の解除	カとキには連続した「月」において減額された場合の業務担当者の変更と契約解除について記載されています。他方で、10頁に記載の図1「ペナルティポイントの計上」では、業務担当者の変更は「連続する2回の四半期」、契約解除は「連続する4回の四半期」と記載されています。どちらが正しいのでしょうか。第50条（契約の解除）第1項第4号にも「連続する4回の四半期を超えて委託料の減額が行われた場合」と記載されているので、併せてご確認いただけますでしょうか。	連続する2回の月が正しいため、修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
21	11	別紙3	1 (3)	減額措置	ある月に計上されたペナルティポイントは、当該月の翌月以降には持ち越しされないと理解してよろしいでしょうか。 また、2ポイント以下の場合は、当該月の委託料について減額を受けることはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	11	別紙3	1(3) ア	減額措置	「違反の程度が軽い場合（ペナルティポイントが5P以下）には減額せず、委託料を留保することがある。」と記載の一方で、表3委託料の減額又は留保においては、3P以上で委託料を減額するルールとなっております。委託料の減額は5P以上からという理解でよろしいでしょうか。	表3が正しいため、文章を修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
23	11	別紙3	1(3) イ	減額措置	なお書き部分の「減額の対象となる事象」とは、レベル4（ペナルティポイント5P）以上の事象と理解してよろしいでしょうか。	減額は3P以上から生じるため、3P以上のペナルティポイントが計上される事象が対象になります。
24	11	別紙3	(3)ア	減額措置 ア 基本的な考え方	・違反の程度が軽い場合（ペナルティポイントが5P以下）には減額せず、委託料を留保することがある。とありますが、ウ 委託料の減額又は留保の表3には「3P以上で減額」とあります。基本的な考え方の通り5P以下の場合は留保することがあるとの認識でよろしいでしょうか。	表3が正しいため、文章を修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
25	13	別紙3	(3)	減額措置 【算定例1】	レベル1の注意を受けた違反行為に対し是正措置を講じた場合でも、当月のモニタリングで1ポイントでもペナルティが発生した場合、減額が発生するという理解でよろしいでしょうか。	月のペナルティポイントが3ポイント以上にならないければ、減額にはなりません。 算定例1において、減額となっているのが誤りのため、修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
26	14	別紙3	1(3)	減額措置 【算定例3】	ペナルティポイントの計上表の「違反行為の確認（2回目）」に記載されている”是正指導の改善”は”是正勧告の改善”の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正し、修正版を令和7年10月上旬にホームページに掲載します。
27	14	別紙3	(3)	減額措置（算定例3）	夜勤の時間帯で、故障時の現場設備確認や、残留塩素計の誤差確認のための実測などで、監視業務を行う者が一人になる状況は、人員算定例に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。